

土 建 第 243 号

令和2年5月29日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会
一般社団法人沖縄県設備設計事務所協会
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会 殿

沖縄県土木建築部長



新型コロナウイルス対策による定期報告制度の取扱いについて

沖縄県内の新型コロナウイルス感染症の影響により、所定の期限までの報告や調査等の実施が困難である現状を考慮し、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告の報告期限を下記の通り、取り扱うこととしますので貴協会におかれましても、柔軟なご対応・ご協力をお願いいたします。

記

1. 提出期限について

令和2年度内に報告が必要な全ての建築物、建築設備、防火設備、昇降機及び遊戯施設の報告について、報告期限を令和2年度末までとします。

2. 提出方法について

各協会への提出について、対面による対応を極力減らすため、原則、郵送による提出とすることとします。

以上

上記に伴い、窓口へ来る場合の方法・副本返却方法等の情報など、必要に応じてホームページへの掲載及び関係機関への周知にご協力をお願いいたします。



沖縄県建築指導課 担当： 新里
TEL:098-866-2413 FAX:098-866-3557
Email: shnztoka@pref.okinawa.lg.jp

令和2年6月11日

関係各位

一般社団法人沖縄県電気管工事業協会



新型コロナウイルス対策による定期報告制度の取扱いについて

平素は昇降機等定期検査報告業務へのご協力並びにご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、沖縄県土木建築部建築指導課より別添の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本会における今年度の取扱いについて下記の通りとさせていただきますので
ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 提出について

令和2年度内に報告が必要な昇降機及び遊戯施設の報告について、報告期限を令和2年度末までとします。

2. 提出方法について

対面による対応を極力減らすため、原則、郵送での提出をお願いします。
やむを得ず本会へ持参する場合は、マスク着用の上、入り口にて手指の消毒をお願いいたします。

以上